

同性の両親と子

—— ドイツ、オーストリア、スイスの状況 —— (その8)

渡 邊 泰 彦

目 次

はじめに

第1章 ドイツ

I 養子法の概略

II 連れ子養子縁組

III 養親の生活パートナーと養子の縁組(交差縁組)(以上、47巻3・4号)

IV 共同縁組の議論の経緯(以上 48巻1・2号)

V 共同縁組に関する法務委員会公聴会(以上、49巻1・2号)

VI 同性カップルと生殖補助医療(概説)

VII 女性カップルと生殖補助医療

VIII 男性カップルと代理懐胎

IX 性別変更による男性の出産(以上、49巻4号)

第2章 オーストリア

I 概説

II 同性カップルによる継親子縁組

III 共同縁組

IV 生殖補助医療

V 二人目の母

VI 小活(以上、51巻2号)

補遺

I 縁組

II 実親子関係(以上、53巻3・4号)

III 「ワーキング・グループ 実親子法」最終報告書

IV 緑の党法案

V 2019年3月18日連邦議会法務・消費者保護委員会公聴会

VI 討議部分草案「実親子改正のための法律草案」(以上、55巻3・4号)

第3章 スイス

I スイスにおける同性カップルによる家族の状況

II 連れ子養子縁組

- 1 登録パートナーシップ法制定時
- 2 2008年3月19日質問
- 3 2010年6月15日動議
- 4 スイス連邦裁判所2011年5月5日判決
- 5 2010年6月15日請願「家族のチャンス、すべての家族に同じチャンス」
- 6 2011年11月15日動議「養子法。すべての家族に同じチャンス」
 - (1) 2012年2月22日連邦内閣による提案
 - (2) 2012年6月28日国民議会法務問題委員会
 - (3) 2013年1月21日全州議会法務問題委員会
- 7 2016年養子法改正
 - (1) 民法改正（養子法）試案及び解説
 - (2) 意見聴取手続
 - (3) 養子法改正草案・施行

III 共同縁組

- 1 2016年養子法改正
 - (1) 法改正の見送り
 - (2) 意見聴取手続
- 2 養子法改正草案
- 3 すべての者に婚姻を
 - (1) 試案及び解説
 - (2) 意見聴取手続
 - (3) 「すべての者に婚姻を」法案可決（以上、本号）

IV スイスの生殖補助医療概説

V 男性カップルと代理懐胎

VI 女性カップルと生殖補助医療

第3章 スイス

I スイスにおける同性カップルによる家族の状況

スイスでの同性カップルに関わる法制度の整備は、まずカントン（州）での登録パートナーシップ制度から進んでいった。2001年に、カントン・

ジュネーブではフランスの PACS に類似した制度を同性カップルと異性カップルの双方に認めるパートナーシップ法を、カントン・チューリッヒでは同性カップルのみを対象とする登録パートナーシップ法が制定された。

カントンでの立法の動きと並行して、連邦での登録パートナーシップ法制定も進められた。1999 年に連邦法務省が「スイス法における同性カップルの法的地位——問題と解決アプローチ⁽¹⁾」という報告書を提出し、意見聴取手続（Vernehmlassungsverfahren）の結果から 2000 年には登録パートナーシップ法の連邦法の試案（Vorentwurf）の作成が連邦法務省に委託された。2001 年に登録パートナーシップ法試案が提出され、2002 年まで意見聴取手続が行われた後、2004 年にスイス国民議会、全州議⁽²⁾会⁽³⁾で最終の採決がされ、2005 年に国民投票で可決され、2007 年 7 月 1 日から施行された。

同性婚の導入は、2013 年に法案が提出されたものの、審議の延期が続⁽¹⁾き、2019 年に意見聴取手続が行われた。2020 年に国民議会と全州議⁽²⁾会⁽³⁾で、2021 年に国民投票で可決、2022 年 7 月 1 日から施行された。

同性間の婚姻を認めるまで長い時間がかかったことから、同性カップルにおける親子関係の法整備は、登録パートナーシップ法を前提とし、縁組を中心に進められた。

以下では、登録パートナーシップ法における連れ子養子縁組と共同縁組に関する議論をまず紹介する。これらは、2022 年 7 月 1 日から同性間の

(1) Bundesamt für Justiz, Die rechtliche Situation gleichgeschlechtlicher Paare im Schweizerischen Recht - Probleme und Lösungsansätze (1999).

Bundesamt für Justiz, Eingetragene Partnerschaft gleichgeschlechtlicher Paare [URL] <https://www.bj.admin.ch/bj/de/home/gesellschaft/gesetzgebung/archiv/partnerschaft.html> (2023 年 9 月 5 日閲覧)

(2) スイスの連邦議会（Bundesversammlung, Assemblée fédérale）は、国民議会と全州議⁽²⁾会⁽³⁾で構成される。このうち、国民代表の国民議会（Nationalrat, Conseil National）は、選挙で議員を選出する議会である。

パートナーシップ法について、国民議会は 2003 年に法案を可決したが、全州議⁽²⁾会⁽³⁾での修正が加えられ、2004 年に最終的に採決された。

(3) 全州議会（Ständerat）は、スイスの全カントンからの代表で構成される議会である。

婚姻がスイスで認められ、とりわけ共同縁組の問題が同性婚の議論に吸収され、重要性は失われたともいえる。それでも、同性カップルと親子関係を考える出発点でのスイスでの検討を概観する意義を有している。

次に、同性カップルが生殖補助医療により子をもうける場合について紹介する。一つは、男性カップルが外国で代理懐胎により設けた子との親子関係に関する判例（連邦最高裁判所 2015 年 5 月 21 日判決）である。もう一つは、女性カップルによる精子提供型人工授精の利用とそれにより生まれた子の親子関係に関する立法である。とりわけ女性カップルと親子の問題は、同性婚の導入と連動して議論された。

II 連れ子養子縁組

1 登録パートナーシップ法制定時

民法旧 264 条（現 264 条 1 項）では、将来養親となる者が少なくとも 1 年間に養子となる子の監護と教育に尽くしており、かつ、養親の他の子が不当な方法で不利に扱われることなく親子関係の設定が養子の福祉に役立つことがすべての事情から期待される場合に、縁組が許可される。

夫婦が養親となる場合には、共同縁組となり、5 年の婚姻期間か 35 歳以上であることが要件となる（民法旧 264 条 a 第 1 項、第 2 項）。配偶者の子と縁組する、いわゆる連れ子養子縁組は、夫婦が少なくとも 5 年間にわたり婚姻していることのみが要件であった（民法旧 264 条 a 第 3 項）。

それに対して、2007 年 1 月 1 日から施行されたパートナーシップ法（Partnerschaftsgesetz (PartG)/Loi sur le partenariat (LPart)）旧 28 条⁽⁴⁾は、登録パートナーシップの当事者による縁組と生殖補助医療を禁止していた。

パートナーシップ法立法段階では、共同縁組を認めない理由として次の

(4) パートナーシップ法旧 28 条 縁組及び生殖補助医療

登録パートナーシップにおいて生活している者には、縁組及び生殖補助医療が許されない。

点⁽⁵⁾があげられていた。民法では、自然の親子関係と同様に、できる限りすべての子に1人の父と1人の母が法的にも存在するように夫婦共同縁組を原則としている。登録パートナーシップに養子縁組を認めるならば、自然な親子関係に反して、子に2人の母または2人の父があることとなり、親子法の従来の原則に反する。そのため、今日の社会において正当化されない例外的な状況⁽⁶⁾が子にもたらされることになる。

連れ子養子縁組も、次の理由から利益よりも不利益の方が大きいとして、認められないとした。まず、スイス民法の定める要件が厳格であることから⁽⁷⁾、連れ子養子縁組の数が少ない。次に、連れ子養子縁組によって、父母の他方との関係がタブー視されるなどの事情が生じ、子への重い負荷となり、子の不利益となる⁽⁸⁾。ステップファミリー⁽⁸⁾が子にとって必要な場合もあるが、父母が男女である場合について主張されているものであり、同性の両親となる場合とは状況が異なる。そして、父母の一方と養親の間の登録パートナーシップが解消したときに、面会交流権（訪問権）について、誰が子を監護するのかをめぐり新たな紛争が生じ、子の利益を害しうる⁽⁹⁾。

そのため、登録パートナーシップの設定前には単独縁組（民法旧 264 条 b 第 1 項⁽¹⁰⁾）が認められるが、設定後には縁組が認められない状況が生じて

(5) Bundesgesetz über die registrierte Partnerschaft gleichgeschlechtlicher Paar
Erläuternder Bericht und Vorentwurf Unterlagen für das Vernehmlassungsverfahren,
2001, S. 17ff (以下、Erläuternder Berichtとして引用), Botschaft zum Bundesgesetz über
die eingetragene Partnerschaft gleichgeschlechtlicher Paare vom 29. November 2002 (BBl
2003 1288), S. 1319 ff.

スイスの登録パートナーシップ法の成立過程については、渡邊泰彦「スイスにおける同性登録パートナーシップ立法の状況」東北学院大学法学政治学研究所紀要 13 号 (2005) 55 頁を参照。

(6) Erläuternder Bericht, S. 17.

BBl 2003, S. 1320 では、その他に、2001 年の段階において、スイスでは養子となる子が少ないため国際養子縁組が多く、養子となる子の出身国で同性カップルによる縁組への許可が得られるかが疑問であるという理由もあげていた。

(7) 前記の民法旧 264 条 a 第 2 項、第 3 項の要件に加えて、原則として、父母の同意が必要となる（民法 265 条 a 第 1 項）。

(8) BBl 2003, S. 1322.

(9) BBl 2003, S. 1323.

(10) 民法旧 264 条 1 項「婚姻していない者は、35 歳に達しているときは、単独で養子をす

いた。

また、登録パートナーシップにおいて、父母の一方ではない登録パートナーは、子の配慮権者となることはできなかった。その代わりに、扶養の履行や配慮権の行使について適切な方法で父母の一方であるパートナーに協力することが定められていた（パートナーシップ法 27 条 1 項）。これは、登録パートナー間の扶助義務と配慮義務（パートナーシップ法 12 条）からも生じるものであった。

2 2008 年 3 月 19 日質問

2008 年 3 月 19 日にマリオ議員（Fehr Mario）が国民議会で政府への質問「08.3157 レズビアンとゲイに対する縁組禁止の廃止」を提出した。⁽¹¹⁾ ヨーロッパ人権裁判所 2008 年 1 月 22 日判決（E.B 対フランス事件⁽¹²⁾）が同性愛者に単独縁組を認めないことがヨーロッパ人権条約に違反すると判断したことから、スイスのパートナーシップ法 28 条を維持できないのではないのかという理由から次の質問がなされた。2008 年 5 月 14 日に連邦内閣が回答しており、その質疑応答をまとめると次とおりである。

質問 1：パートナーシップ法 28 条の縁組禁止が前記判決を鑑みてヨーロッパ人権条約の差別禁止に合致しないという見解に賛成するか？

回答：パートナーシップ法 28 条の同性カップルに対する縁組禁止もヨーロッパ人権条約に違反しているという結論を性急に導き出してはならない。E.B 対フランス事件では、養親となる女性がその女性パートナーと登録パートナーシップではなく、内縁で生活していたのであり、そもそもパートナーシップ法ではなく単独縁組に関わる事実関係であった。そのような単独縁組を、スイス法は同性愛者に禁止していない。逆に、ここでは、生活スタイル

ゝ ることができる。」

(11) Interpellation 08.3157 Aufhebung des Adoptionsverbotes für Lesben und Schwule.

(12) Application no. 43546/02.

(Lebensform) を理由とする差別は禁じられている。

質問 2：ヨーロッパ人権条約の差別禁止を考慮に入れ、従来の同性カップルに対する縁組禁止を廃止する法案を議会に提出する用意はあるのか？

回答：スイスにおいてパートナーシップ法が広く受け入れられているのは、同法によって、登録パートナーに縁組（および生殖補助医療）を認めることなく、同性愛者への差別を撤廃できたことにあると確信している。そのことから、パートナーシップ法 28 条の改正は時宜に合ったものではない。

質問 3：このような法案において特にいわゆる連れ子養子縁組についてヨーロッパ人権条約に適合した解決が見いだされなければならないという観点に賛成するか？

回答：前述のことは、連れ子養子にも妥当する。もし登録パートナーシップで生活する者がそのパートナーの子と縁組することを許すならば、子が両性の親を有するべきであるというパートナーシップ法 28 条の背後にある理念が放棄されるかもしれない。そのことは、外国で同性カップルがした養子縁組をスイスにおいて承認することができるという事実によっても、変わるものではない。

3 2010 年 6 月 15 日動議

2010 年 6 月 15 日、国民議会に 2 人の議員から登録パートナーシップの当事者に縁組を認めるよう連邦内閣に委託する動議が提出された。

マリオ議員による動議「同性カップルのための連れ子養子縁組⁽¹³⁾」は、登録パートナーによる連れ子養子縁組を可能とするために、民法とパートナーシップ法を改正することを提案した。その理由として、連れ子養子縁

(13) Motion 10.3436 Stiefkindadoption für gleichgeschlechtliche Paare.

組が子の利益となるという社会的認識が広まってきていることをあげる。

プレリクツーフーバー議員 (Katharina Prelicz-Huber) による動議「登録パートナーシップの当事者に対する縁組禁止の廃止⁽¹⁴⁾」は、登録パートナーによる縁組を禁止することは不合理であり、正当化されない差別であるとして、次の理由から、夫婦と同様に縁組を認めることを提案した。

まず、以前の関係から生まれた、または同性カップルにおいて誕生した子が、縁組禁止の廃止によって、異性間の婚姻における子と同等に保護される。縁組は、登録パートナーシップにおいて子の福祉に資するとともに、子の福祉のために尽くす成人にも役立つものである。さらに、縁組の可否の審査での優先的な基準である、整い、安定した家族システムというのは、同性カップルにも妥当する⁽¹⁵⁾。

2010年9月8日に連邦内閣は、2つの動議の対象に理解を示していると述べた。しかし、前記2008年3月19日質問への回答と同様に、登録当事者に縁組と生殖補助医療を認めることなく、パートナーシップ法によって同性愛指向を有する者への差別を排除できたことも、スイスにおいてパートナーシップ法が幅広く受け入れることに関わっているという見解を示し、否決を提案した。

4 スイス連邦裁判所 2011年5月5日判決

登録パートナーによる連れ子養子縁組に関する事件を、スイス連邦裁判所 2011年5月5日判決が扱った。その事実関係は、次のとおりである。

女性カップルである X と A は、2007年3月9日に登録パートナーシッ

(14) Motion 10.3444 Aufhebung des Adoptionsverbotes für Personen in eingetragener Partnerschaft.

(15) その他に、バンベルク大学の研究から登録パートナーシップの当事者の養育能力が劣るわけではなく、縁組を否定する実際上の理由はないこと、パートナーシップ法 28 条の縁組の禁止がヨーロッパ人権裁判所 2008 年 1 月 22 日判決 (E.B 対フランス事件) に反すること、同性カップルによる縁組を認める国が増えていることを指摘する。

バンベルク大学の研究については、渡邊泰彦「同性の両親と子 —— ドイツ、オーストリア、スイスの状況 —— (その 2)」産大法学 48 巻 1・2 号 (2015) 217 頁、235 頁以下に紹介している。

プを設定し、2009年に3月にAが子Bを出産し、3人で生活している。配慮権者はAであった。2010年3月9日にXは、後見官庁（Vormundschaftsbehörde）に、Bとの縁組の申請書を提出した。後見官庁は、XとAが居住する地域の市役所（Bezirksrat）に申請の不受理を申し立て、市役所は2010年6月14日に、Xによる連れ子養子縁組の申請を不受理とした。

それに対して、Xは、2010年6月25日に異議申立てをし、高等裁判所（Obergericht）は、2010年9月29日に異議申立てを棄却した。これに対して、Xが連邦裁判所に上告した。

連邦裁判所2011年5月5日判決⁽¹⁶⁾は、登録パートナーシップの当事者による連れ子養子縁組を認めるかを判断することなく、以下のように縁組の要件から、Xの上告を棄却した。

本件でXとAの登録パートナーシップは、縁組の申請まで3年しか経過していないことから、夫婦であったとしても縁組は認められない⁽¹⁷⁾。そのことから、連邦裁判所は、申請の不受理はXに対する差別ではないとした。さらに、Xの申請が受理されると夫婦に対する差別となること、民法旧264条a第3項の5年の期間を争っているのではないことを指摘した。

この判決によると、早くてもパートナーシップ法施行から5年を経過した2012年7月2日になるまで、同性カップルによる縁組を認めるように求める訴えはできないことが明らかになった。

5 2010年6月15日請願「家族のチャンス、すべての家族に同じチャンスを」

2010年6月15日に、同性カップルによる家族に関わる団体「家族のチャンス（Familienchance）」が、「家族のチャンス、すべての家族に同じチャンス⁽¹⁸⁾を」という請願を連邦内閣と議会に提出した。これは、同性カッ

(16) BGE 137 III 241.

(17) 民法旧264条a第3項「ある者は、夫婦が少なくとも5年間婚姻しているときは、その配偶者の子を養子とすることができる。」

(18) Petition 11.2012 Familienchancen. Gleiche Chancen für alle Familien.

プルが登録パートナーシップにおいて親子法と養子法に関して夫婦と平等となるよう立法での解決を求めるものであった。そこでは、養子法は、子の利益と福祉において形成されるものあって、縁組を求める個人およびカップルの民事身分（Zivilstand）及び性的指向に基づくべきものではないと主張していた。

2011年6月23日に、請願は、国民議会の法務問題委員会（Kommissionen für Rechtsfrage / Commissions des affaires juridiques）において、13対10（白票1）で否決された。⁽¹⁹⁾ 請願に反対した多数派は、議会におけるパートナーシップ法の検討中に縁組は幾度も問題となっていたこと、そして縁組禁止を登録パートナーシップに含む場合に国民投票において提案がより受け入れられやすくなるという見解が主流であったことを指摘した。また、子の福祉が中心になければならず、親しい男性と女性の関係者をもつことが子にとって重要であると述べた。

これに対して、請願に賛成する少数派は、次のような見解を述べた。まず、社会的事実が変化し、数多くの同性カップルと子の家族が存在し、子はこのような家族において幸福に成長できる。子を監護し、親の権利を行使し（wahrnehmen）、子の福祉を守ることについて同性カップルが劣っているという推定は存在しない。そして、多くの同性カップルにとって規定を変更する必要があることをこの請願が示している。

その後、2011年9月30日に、国民議会において、この請願を否定する動議について採決が行われ、請願を否決する側が97票、動議に反対して請願に賛成する側が83票という結果となった。⁽²⁰⁾

全州議会の法務問題委員会は、2011年10月20日に、次の理由をあげて請願を全員一致で可決した。⁽²²⁾ まず、整い、安定した家族システムをとも

(19) Petition 11.2012n Familienchancen. Gleiche Chancen für alle Familien.

(20) Amtliches Bulletin 2011 N 1834 ff.

(21) Vgl. 11.4046 Adoptionsrecht. Gleiche Chancen für alle Familien.

(22) Die Bundesversammlung. „Medienmitteilung vom 16 November. 2011 LÄNGERE VERJÄHRUNGSPRIST UND BESSERER KÄUFERSCHUTZ“, [URL] <https://www.parlament.ch/press-releases/Pages/2011/mm-rk-s-2011-11-16.aspx> (2023年9月5日閲覧)

なう多くの同性カップルと子の家族の存在が社会的事実であり、縁組が子の福祉にとって最善の解決となることができる。さらに、とりわけ父母の一方が死亡または失踪により存在しない場合、子に対する責任を剥奪されている場合に、パートナーによる縁組によって、子の平等が可能となる。

これにより、請願「家族のチャンス、すべての家族に同じチャンスを」は、「動議 養子法。すべての家族に同じチャンスを」と形を変えて審議されることとなった。

6 2011年11月15日動議「養子法。すべての家族に同じチャンスを」

全州議会の法務問題委員会は、2011年11月15日に動議「養子法。すべての家族に同じチャンス⁽²³⁾を」を国民議会に提出した。

この動議は、民法264条以下とパートナーシップ法28条を「成人がその民事身分 (Zivilstand) 及び生活スタイルにかかわらず子、とりわけパートナーの子と、縁組が子の福祉にとって最善の解決である場合に、縁組できるように改正すること」を連邦内閣 (Bundesrat) に求めた。

(1) 2012年2月22日連邦内閣による提案

2012年2月22日に連邦内閣は、動議をそのままの形で否決することを提案し、連れ子養子縁組は認められることを付け加えた⁽²⁴⁾。

まず、2010年6月15日の2つの動議 (前記3) に対して述べたのと同じく、登録パートナーに縁組と生殖補助医療を認めることなく、パートナーシップ法によって同性愛者への差別を撤廃できたことも、スイスにおいてパートナーシップ法が広く受け入れられている点に関係することを前提とする。そのことから、同性カップルに縁組を制限なく認めることは今日の時点では時宜にかなったものではないと述べた。

しかし、連れ子養子縁組を同性カップルにも認めることは、適切である

(23) Motion 11.4046 Adoptionsrecht. Gleiche Chancen für alle Familien.

(24) Vgl. Motion 11.4046 Adoptionsrecht. Gleiche Chancen für alle Familien.

とした。これにより、すでに多くの子が同性パートナーシップにおいて成長しているという事実を考慮に入れることができるとする。同性カップルにおける子は、婚姻生活共同体における子と同様の法的保護を受けていないが、登録パートナーによる連れ子養子縁組を認めることで法的に平等となることができる。他の縁組と同様に、すべての事情から子の福祉に役立つことを期待できるかを審査しなければならないこと（民法 264 条）を指摘する。

その後、2012 年 3 月 14 日に全州議会は、21 対 19 で動議を可決した。⁽²⁵⁾

(2) 2012 年 6 月 28 日国民議会議務問題委員会

2012 年 6 月 28 日に国民議会議務問題委員会は、動議を「成人がその民事身分及び生活スタイルにかかわらず子、とりわけパートナーの子と、縁組が子の福祉にとって最善の解決である場合に、縁組することができるように法律の規定を改正するよう連邦内閣に委託する」と、連邦内閣の立場に修正して、提出した。⁽²⁶⁾

a) 多数意見

ここでも、すでに多くの子が同性パートナーシップにおいて成長しているという社会的事実を考慮に入れることを理由にあげていた。また、現行法には首尾一貫しない点があるとして、単身者は、要件を満たせば、その性的指向に関係なく、養子をするのに対して、登録パートナーまたは非婚カップルはできないことを指摘した。すべての成人がその民事身分と性的指向に関係なくパートナーの子と縁組できることが正当であり、子の保護を扶養法、配慮法、相続法、社会保障法など多くの領域に

(25) Amtliches Bulletin 2012, S. 229.

(26) 11.4046 s Mo. Ständerat (RK-SR). Adoptionsrecht. Gleiche Chancen für alle Familien, Bericht der Kommission für Rechtsfragen vom 28. Juni 2012. スイス連邦議会ウェブサイト [URL] https://www.parlament.ch/centers/kb/Documents/2011/Kommissionsbericht_RK-N_11.4046_2012-06-28.pdf (2022 年 3 月 25 日閲覧)

委員会の見解が、少数意見の内容とこれに対する反論を含めて記載されている。

において改善し、すべての子を平等にすると述べる。後見法によって子の保護を図るという少数意見（後記 c））に対して、実親が不在の時に適用される未成年後見法での措置は、子の保護のために親子法の規定に代わるものとしては妥当ではないと批判した。

次に、「動議 養子法。すべての家族に同じチャンスを」の提案がパートナーの子以外の子も養子とすることができる点で行き過ぎであると評価した。そして、パートナーシップ法が国民投票で採択された理由として登録パートナーによる縁組と生殖補助医療を認めない点があることから、国民投票から数年ですべての縁組を認めることは、民主政治的な考慮から問題があり、議会の強引な要求と解釈されるかもしれないと述べる。連れ子養子縁組のみとする方が社会により受け入れられやすいとする。

b) 少数意見（共同縁組容認）

これに対して、少数意見は、連れ子養子縁組に限定せず全州議会の原案どおりにすべての縁組を認めるべきとする立場と、縁組すべてを否定する立場に分かれる。

このうち共同縁組を含めたすべての縁組を認める立場は、連れ子養子縁組に限定する多数意見が民主主義の論拠を不当に用いていると批判する。国民投票は 2005 年に行われたのであって、議会は採決の後に新たに政治的議論を發表するのは自由であるとする。同性愛は広まっており、同性愛者の家族が今日にでは国民の少なくない部分であるのだから、社会的発展を考慮しなければならないと述べる。さらに、性的指向は、最も私的な事柄（Angelegenheit）であるとする。そして、基本権の観点から制限のない縁組が正当化されると述べた。

c) 少数意見（縁組反対）

縁組すべてを否定する立場は、父母のもとで成長することが子の利益となるという考えに基づいて、多数意見の提案に反対した。子どもの権利条約では、子が父と母のもとにあり、二人の父や二人の母とは理解していな

い。生命の基礎となる父と母という2種類の親がいるおかげで、子は、そのアイデンティティーの本質的部分となる、自らの将来を思い描くことができる。2種の親がいることは、父または母と自らを同一視することによる子の性的指向の発達にとって重要であるとする。むしろ、同性カップルによる縁組は、子の発育に悪影響を与えると考える。その他に、2005年の国民投票に向けてのキャンペーンで、同性愛者の側で縁組の権利を求めていなかったことも考慮に入れねばならないとする。

一部の議員は、次のような意見を述べた。女性カップルでは非配偶者間人工生殖を行う、または自然懐胎によるが父を不明にすることができるというように、当事者の一方が母となることができる。それができない男性カップルは、縁組において女性カップルに比べて不利益を受けることになる。

また、子の権利の保護は、その親の身分に関係なくすべての子に同じく適用される未成年後見法による措置でよいとする。

d) 投票結果

最終的に、国民議会法務問題委員会は、連れ子養子縁組を登録パートナーに認める案を11対8で可決した。

この修正された「動議 養子法。すべての家族に同じチャンス⁽²⁷⁾を」を、2012年12月13日に国民議会は、賛成113、反対64で可決した。

(3) 2013年1月21日全州議会法務問題委員会

2013年1月21日の全州議会法務問題委員会では、婚姻以外の同性カップルまたは非婚カップルによる連れ子養子縁組を認めるかについて、多数である賛成派も、少数である反対派もこれまでと同様の論拠を主張した。⁽²⁸⁾

賛成派は、多くの子が同性カップルまたは非婚カップルにおいて生活し

(27) Amtliches Bulletin 2012 N 2216 ff.

(28) 11.4046s Mo. Ständerat (RK-SR). Adoptionsrecht. Gleiche Chancen für alle Familien, Bericht der Kommission für Rechtsfragen vom 21. Januar 2013.

ている社会的事実を考慮しなければならないと述べる。単身者が要件を満たすと性的指向と関係なく縁組ができるのに対して登録同性カップルと非婚カップルが養子縁組をできないのは首尾一貫しないと述べる。そして、子が様々な領域において保護を受けること、とりわけ死亡などにより親がいない場合にすべての子が平等に扱われることを理由にあげる。さらに、縁組を予定していなかったパートナーシップ法に関する 2005 年の国民投票は、7 年が経過して再びこのテーマについて民主的な議論する妨げにはならないとする。

これに対して、反対派は、登録パートナーシップの法的状況を規定するが縁組と生殖補助医療を明確に排除したからこそ登録パートナーシップ法が国民投票で多くの賛成を得たのであること、国民投票運動において縁組はないとした同性カップルの団体による約束は今も続いていること、同性カップルへの縁組の禁止は差別ではなく、立法機関による意図的な不平等扱いであること、子が通常は生物学的な父母を有し、連れ子養子縁組によって親の一方と子の間が割かれること、子どもの権利条約は親への権利を規定するが子への権利はないことを主張した。

全州議会法務問題委員会は、連れ子養子縁組を登録パートナーに認めるという国民議会で可決された内容で、9 対 3 で可決した。

2013 年 3 月 4 日に、全州議会は、修正された「動議 養子法。すべての家族に同じチャンス⁽²⁹⁾を」を賛成 26 票、反対 16 票で可決した。

この後、同性カップルと非婚カップルによる連れ子養子縁組の問題は、養子法改正の一部として、閣議決定「民法。縁組。改正⁽³⁰⁾」に組み込まれた。

7 2016 年養子法改正

(1) 民法改正（養子法）試案及び解説

2013 年 11 月 29 日に、連邦内閣は、意見聴取手続（Vernehmlassungs-

(29) Amtliches Bulletin 2013 S. 18 ff.

(30) Geschäft des Bundesrates, 14. 094 ZGB. Adoption. Änderung.

verfahren) に送るために、民法改正（養子法）試案及び解説（Vorentwurf und erläuternder Bericht zur Änderung des Zivilgesetzbuchs (Adoptionsrecht)⁽³¹⁾）を公表した。1972 年以來の大幅な養子法の改正となり、登録パートナーまたは非婚カップルによる連れ子養子縁組とともに、共同縁組・成年養子縁組の要件の緩和、養親の情報の子への秘匿の緩和なども提案された。以下では、登録パートナーシップと縁組に関する部分のみを紹介する。

(a) 現状の評価

これまで反対意見が繰り返し主張してきた、養子法を断念したことが国民投票でのパートナーシップ法への賛成に寄与したという論拠を、「これに対する証拠が存在していると推定することはできない」と否定する。むしろ、子を養育する同性パートナーシップの増加がパートナーシップ法に肯定的な印象を与えており、アンケート調査では国民の多数が同性カップルによる縁組に肯定的であると指摘する⁽³²⁾。「同性パートナーシップにおける子は他のすべての子と同じ法的な基本的枠組みを有するべきである。しかし、具体的にその枠組みの形成が問題となると、回答者の賛成は、部分的には明確に低下する。」と評価する⁽³³⁾。それとともに、同性パートナーシップ、同性婚を導入した国で、登録パートナーに少なくとも縁組の一部を認める傾向があることも指摘する。

単独縁組については、独身であれば可能であるのに対して、登録パート

(31) Eidgenössische Justiz- und Polizeidepartement (EJPD), „Stiefkindadoption soll künftig nicht mehr nur für Ehepaare möglich sein“, Medienmitteilung vom 29. 11. 2013. [URL] <https://www.bj.admin.ch/ejpd/de/home/aktuell/mm.msg-id-51127.html> (2023 年 9 月 5 日閲覧)

試案と解説それぞれの pdf ファイルは、同ページの他に、EJPD, „Revision des Adoptionsrechts“ [URL] <https://www.bj.admin.ch/bj/de/home/gesellschaft/gesetzgebung/archiv/adoptionsrecht.html> からダウンロードできる (2022 年 3 月 28 日閲覧)。

(32) Erläuternder Bericht zur Änderung des Zivilgesetzbuchs (Adoptionsrecht), S. 24.

(33) A, a. O., S. 24 f.

2010 年 6 月に実施されたアンケートを例に、同性パートナーシップにおける連れ子養子縁組への賛成が 65.8% に対して、共同縁組では賛成が 53% に低下していることをあげる。

ナーシップを行うとパートナーシップ法 28 条により許されなくなるという制限は、既婚者との間の性的指向のみに基づく差別であり、もはや維持できないとする⁽³⁴⁾。

(b) 試案の規定

試案では、議会が「動議 養子法。すべての家族に同じチャンス」を連邦内閣に送付し、連れ子養子縁組を登録パートナーに認めることを委託したことに応じて、次の規定を提案した。

試案民法 264 条 c

婚姻又は登録パートナーシップが少なくとも 3 年間にわたり存在するときは、当事者の一方は、その配偶者又は登録パートナーの子を養子とすることができる。

試案パートナーシップ法 27 条 a

ある者が、この者とその母又は父と登録パートナーシップにおいて生活している子を養子とするときは、民法第 270 条から第 327 条 c までの規定をその法意に照らして適用することができる。

登録パートナーシップにおける連れ子養子縁組の規定を設けた理由として、試案の解説は次のように述べている。

登録パートナーシップにおいて生活する多くの子が、現行法において婚姻共同体における子と同じ程度では法的に保護されないという事実は、不当である。子の母が女と、または子の父が男と共同生活しているという事情によって、子が法的及び事実上の不利益を受けることは許されない（国連子どもの権利条約 2 条）。連れ子養子縁組は、子の平等扱いに役立ち、許されない不利益扱いを取り除くものである⁽³⁵⁾。

(34) A, a, O., S. 25. E.B 対フランス事件でのヨーロッパ人権裁判所判決を指摘する。

(35) A, a, O., S. 25.

同性カップルで成長する子の発育に対する疑問は、連れ子養子縁組については重要ではない。子はすでに共同体において生活しており、母の女性パートナーまたは父の男性パートナーと縁組しなくても、今後も生活する。実親のパートナーとの関係の法的保障のみが問題となる。その法的保障としてさらにもう一人の父またはもう一人の母を有することによって、すでに同性カップルで成長している子の福祉が危険となることはないだろう。⁽³⁶⁾

また、外国で縁組した場合との不平等扱いも取り除くことができる。外国で養子縁組をした同性カップルは、その要件を満たすと、スイスにおいて子に対する共通の親子関係の承認と民事身分登録簿へ登録を求めることができ（国際私法 78 条）、通説によるとスイスの公序に違反しない。そのため、すでにスイスでも、一人または複数の子が同性カップルのもとで成長しており、パートナー双方がこの子の親とみなされる事案がある。⁽³⁷⁾

このような理由を背景にして、試案民法 264 条 c 第 1 項は、婚姻している夫婦のみならず、登録パートナーシップを行う者、または異性もしくは同性の事実上の生活共同体にある者にも連れ子養子縁組を認める。民法旧 264 条 3 項は夫婦間の連れ子養子縁組について 5 年の婚姻期間を要件としていたが、試案民法 264 条 c 第 1 項 2 文は、3 年間にわたり共同の家政を行っていることを要件とする。婚姻締結または登録パートナーシップ設定の前から共同の家政で生活していた場合に、この期間も参入される。多くのカップルが婚姻または登録パートナーシップを行い、家族を作ることを決める前にまずは数年間共同生活を送っている。もし、婚姻または登録パートナーシップの期間のみを算入するならば、事実上の生活共同体にあるカップルよりも場合によっては不利な扱いを受けることになりうる。共同の家政を行っていないカップルも良い親でありうることは否定できないが、別々の家政での縁組が子の福祉に応じたものであるのかは疑わしいとする。⁽³⁸⁾

(36) A. a. O., S. 26.

(37) A. a. O., S. 26.

(38) A. a. O., S. 50.

さらに、登録パートナーによる連れ子養子縁組でも、具体的事案において縁組が子の福祉に資するか否かが審査される（試案 264 条 1 項）。その他の養子縁組と同様に、連れ子養子縁組でも、子の父母（民法 265 条 a 第 1 項）、判断能力がある限りで養子（民法旧 265 条 2 項）による縁組への同意が必要である。

(2) 意見聴取手続

2013 年 11 月 29 日から意見聴取手続（Vernehmlassung）が行われ、26 すべてのカントン（州・準州）、7 つの政党、41 の団体、13 の個人の合計 92 から意見が寄せられた⁽³⁹⁾。

23 のカントンをはじめ、スイスの 4 大政党の急進民主党（FDP/PRD）と社会民主党（SP/PS）を含む 7 つの政党、多くの団体が賛成、連れ子養子縁組の導入に賛成した。

カントン・オブバルデンは、連れ子が社会においてすでに生活しており、父または母の同性パートナーと縁組しない場合であっても生活し続けるという観点から意見を述べた。この点から、他人の子との共同縁組の事案とは異なり、子に生じうる負荷は中心的な問題ではなく、子の法的保護が前面に出てくるとする。カントン・チューリッヒは、提案された改正が社会の発展を考慮に入れ、子の利益となることを述べた⁽⁴⁰⁾。

その他に、以前の異性との関係から生まれたのではなく、匿名の提供精子を使用した人工授精によって登録パートナーシップにおいて生まれた子が稀ではなくなっていることを指摘する意見もあった。そのことから、縁組ではなく、認知を可能とすることを求める意見も複数あった。

試案の内容に明確に反対したのは、グラウビュンデンとティチーノの 2

(39) Änderung des Zivilgesetzbuchs (Adoption) Bericht über das Ergebnis des Vernehmlassungsverfahrens November 2014. EJPD, "Revision des Adoptionsrechts" [URL] <https://www.bj.admin.ch/bj/de/home/gesellschaft/gesetzgebung/archiv/adoptionsrecht.html> からダウンロードできる（2023 年 9 月 5 日閲覧）。

(40) A, a. O., S. 12.

つのカントン、4大政党の国民党（SVP/UDV）とキリスト教民主党（CVP/PDC）を含む5つの政党と5つの団体のみであった。

カントン・ティチーノは、母が2人または父が2人であることによって子に困難な状況がもたらされることを避けるべきという意見を提出した。キリスト教民主党は、パートナーシップ法の国民投票では縁組を排除したことを理由に受け入れられたことをあげる。また、子を守り、世話をするために、縁組は必要ないとする。その他には、登録パートナーに連れ子養子縁組を認めることは、縁組を排除するというパートナーシップ法の国民投票前の約束を破るものであるという意見も出された。2人の女性または2人の男性の両親という生物学的事実と異なることを知りながら成長する子は、その出自、将来、アイデンティティーに許されざる方法で影響を受けると述べる。さらに、そもそも連れ子養子縁組に批判的な立場の団体も反対の意見を述べた。⁽⁴¹⁾

(3) 養子法改正草案・施行

意見聴取手続きに続いて、2014年11月28日に連邦内閣は、スイス民法（縁組）改正草案（14.094 Botschaft zur Änderung des Schweizerischen Zivilgesetzbuches（Adoption）⁽⁴²⁾）を提出した。

草案では、次の規定が提案された。⁽⁴³⁾

草案民法 264 条 c

- (1) 次に掲げる形で子の父又は母と共に生活する者は、この子を養子とすることができる。
1. 婚姻
 2. 登録パートナーシップ
 3. 事実上の生活共同体

(41) A. a. O., S. 12.

(42) BBl 2015 877.

(43) BBl 2015 949 ff.

- (2) カップルは、縁組申立ての到達までに少なくとも3年間にわたり共同の家政を行っていないなければならない。
- (3) 事実上の生活共同体にある者は、第三者と婚姻又は登録パートナーシップを行っていない。

草案パートナーシップ法 27 条 a

ある者がその登録パートナーの子を養子としたときは、民法第 270 条から第 327 条 c までの規定をその法意に照らして適用することができる。

2016 年 3 月 8 日に全州議会は、養子法改正を先に審議した。その際に、連邦内閣の法務大臣シモネッタ・ソマルガ (Simonetta Sommaruga) は、同性カップルによる連れ子養子縁組に反対する立場に対して、子が父または母とその同性パートナーと子が生活していることを否定はできないと述べた。そして、実親の同性パートナーとの法的な関係が子が有しているか否かは、例えば生物学的父または母が死亡した場合に問題になるとする。反対派が子の福祉を中心に据える場合に、両親が婚姻しているか否か、あるいはその父または母が同性登録パートナーシップで生活しているかにより、なぜ彼らが子を区別して扱うのか理由づけるのは困難であると述べた。⁽⁴⁴⁾これに対して、反対派のビート・リーダー (Beat Rieder) 議員 (スイス国民党) は、同性カップルに連れ子養子を認めるならば、代理懐胎禁止を回避する可能性を与えることを指摘した。⁽⁴⁵⁾採決では、賛成 25 票、反対 14 票で、養子法改正は可決された。⁽⁴⁶⁾

続いて、2016 年 5 月 30 日に国民議会で審議され、同性カップルに連れ子養子縁組を認める規定が賛成 127 票、反対 60 票で可決された。他に国民議会在一部の文言の修正を行ったため、6 月 17 日に全州議会議と国民議会議で最終の採決が行われて、養子法改正法は可決された。レファランダム

(44) Amtliches Bulletin der Bundesversammlung 2016 Frühjahrssession, S. 113.

(45) A. a. O., S. 116.

(46) A. a. O., S. 116.

期間が2016年10月6日に経過し、国民投票は行われずに、成立することとなった。⁽⁴⁷⁾そして、2018年1月1日に施行された。⁽⁴⁸⁾

Ⅲ 共同縁組

「11.4046 動議 養子法。すべての家族に同じチャンス」の審議において、登録パートナーに共同縁組を認める少数意見もあったが、最終的には連れ子養子縁組のみが認められた。その後に始まった同性婚導入の過程において、同性の婚姻当事者による共同縁組が、生殖補助医療とともに、再び問題となった。

1 2016年養子法改正

(1) 法改正の見送り

民法改正（養子法）試案及び解説（Vorentwurf und erläuternder Bericht zur Änderung des Zivilgesetzbuchs (Adoptionsrecht)）では、連れ子養子縁組のみを認めるために、パートナーシップ法28条を次のように改正することを提案した。

試案パートナーシップ法28条

登録パートナーシップにおいて生活する者には、共同縁組及び生殖補助医療手続が許されない。

もともと、試案の解説では、同性カップルによる共同縁組自体を否定する意見に反対の立場を示していた。⁽⁴⁹⁾

まず、子の生育には両性の親が家族にいることが重要であるとする否定

(47) 連邦憲法141条1項a号により、連邦法に関して、公布から100日以内に投票権者5万人または8つのカントンからの請求により、任意的レファランダムが行われる。

(48) Amtliche Sammlung 2017 3699.

(49) Erläuternder Bericht zur Änderung des Zivilgesetzbuchs (Adoptionsrecht), S. 26 f.

意見があった。これに対して、現行法でも単独縁組は認められており、父と母のもとで生活していない子の成長に消極的な影響があることは証明されていないと反論する⁽⁵⁰⁾。そして、同性カップルによる縁組も子の福祉に資すると推論できると述べる。

次に、国際養子縁組における養子の出身国の多くは同性登録パートナーシップがなく、同性カップルの生活共同体に否定的な態度を示すことから、養子の出身国の当局が許可しないため、同性カップルによる縁組が多くの場合に不可能であるという否定意見もあった。これに対しては、差別の撤廃の際の実際の困難を理由に差別自体を維持するという誤りに立法機関が陥ることは許されないと反論した。

それにもかかわらず共同縁組の規定を設けない理由として、連邦内閣は、依然として存在する国民の躊躇、家族の設定のための制度ではないというパートナーシップ法の採決の際の発言、そして本改正での議会からの委託内容を鑑みて、議会に共同縁組を提案することが時宜に合ったものとは考えられなかった⁽⁵¹⁾とした。

(2) 意見聴取手続

試案において同性登録パートナーによる共同縁組の規定は提案されていなかったが、その意見聴取手続では、様々な意見が寄せられていた。

意見聴取手続参加者の大多数は共同縁組に賛成であるとみられ、7つのカントンと社会民主党を含む4つの政党、団体の約半数は明確に賛意を示していた。その理由は、同性カップルに共同縁組を認めることに反対する理由がないということであった。社会民主党は、登録パートナーシップにおける同性愛者への差別を完全に終わらせることに連邦内閣が積極的な

(50) 同性カップルにおいて生活する子の発育について、Marina Rupp (Hrsg.), Die Lebenssituation von Kindern gleichgeschlechtlichen Lebenspartnerschaften, Bundesanzeiger Verlag 2009 の結論を引用する。同報告書については、渡邊・前掲産大法学 48 巻 1・2 号 235 頁以下を参照。

(51) Erläuternder Bericht zur Änderung des Zivilgesetzbuchs (Adoptionsrecht), S. 27.

かったことは遺憾であると述べた。また、実質的な理由が存在しないことから、連邦憲法8条2項の差別禁止の違反が問題となるとする⁽⁵²⁾。

試案が首尾一貫していないという意見がある一方で、社会の受け止めが不十分であることから時宜に適っていないという連邦内閣の論拠に理解を示すカントンが4つあった。

これに対して、2つのカントン、国民党とキリスト教民主党を含む3つの政党、5つの団体は、共同縁組に反対する意見を述べた。その論拠として、自然の親子関係を指摘するほか、多くの変化と困難に対処しなければならぬだろう子が同性カップルとの縁組で困難な状況にさらされる⁽⁵³⁾ことが指摘された。

2 養子法改正草案

スイス民法（縁組）改正草案（14.094 Botschaft zur Änderung des Schweizerischen Zivilgesetzbuches (Adoption)）（前記Ⅱ 7(3)）では、登録パートナーシップの当事者に連れ子養子縁組を認めるが、共同縁組は、生殖補助医療と同様に、禁止していた。その点について、連邦憲法8条2項（法の下での平等）との関連において、草案理由は次のように述べていた⁽⁵⁴⁾。

連れ子養子縁組のみを新たに認めることにより、共同縁組では、夫婦と比べて、登録パートナーシップと事実上の生活共同体におけるカップルの不平等扱いが今後も存在する。しかし、共同縁組が登録パートナーおよび事実上の共同生活におけるカップルに認めないことが、これらのカップルに不利益を与え、排除することを目的としているのではない。一方において婚姻と他方において登録パートナーシップ及び事実上の共同生活との間の区別は、養子法において存在する。その区別は、婚姻の法制度が特別の保護を享受すること、差別禁止が他の生活スタイルを婚姻と同様に形成す

(52) A. a. O., S. 9.

(53) A. a. O., S. 9.

(54) 14.094 Botschaft zur Änderung des Schweizerischen Zivilgesetzbuches (Adoption), S. 942.

るという立法者の義務と結びつくものではないことから理由付けられる。

3 すべての者に婚姻を

同性カップルに婚姻を認めた場合に、夫婦に限定されている共同縁組も同性の婚姻当事者にも認めるのかという問題が生じる。

(1) 試案及び解説

2019年2月14日に公表された「13.368 議会による国民投票の請願すべての者に婚姻⁽⁵⁵⁾を」の国民議会法務問題委員会による試案および解説では、パートナーシップ法立法時に主張されていた同性パートナーによる縁組を認めない理由が、もはや時代に合っていないと評価した。同性カップルが外国で行った養子縁組は、スイスにおいて承認されている⁽⁵⁶⁾。養子法の改正草案でも、公然と生活する同性パートナーシップが増加し、その一部では共通の子も育てていることを指摘していた⁽⁵⁷⁾。2018年1月1日に施行された養子法の改正は少なくとも連れ子養子縁組を登録パートナーシップにも認めており、スイスでも子が父と母だけではなく、2人の父または2人の母を有することが可能となっている。婚姻当事者の性別は、縁組の障害ではない。同性婚の導入によって、婚姻当事者による共同縁組に関する規定は、異性、そして同性の婚姻当事者に適用される。同性婚を導入した国は同性の婚姻当事者による共同縁組を可能としており、その際に縁組への権利を認めたのではなく、縁組手続への入口を開くだけであることがはっきりとしている⁽⁵⁸⁾。

(55) 13.468 Parlamentarische Initiative Ehe für alle.

(56) この点については、すでに2008年に出された「08.3157 質問 レズビアンとゲイに対する縁組禁止の廃止」(前記II 2)に対する連邦内閣の回答からもうかがえる。

(57) Vgl. 14.094 Botschaft zur Änderung des Schweizerischen Zivilgesetzbuches (Adoption), S. 890.

(58) 13.468 Parlamentarische Initiative Ehe für alle, Vorentwurf und erläuternder Bericht der Kommission für Rechtsfragen des Nationalrates vom 14. Februar 2019, S. 14 f.

(2) 意見聴取手続

2019年2月14日に国民議会議務問題委員会は同性婚導入の試案を可決し、2019年3月14日から6月21日にかけて意見聴取手続が行われた。意見聴取手続には、24のカントン、9つの政党、91の団体、38人の個人が参加し、154の意見が寄せられた（個人は30人が意見を提出）。2019年8月30日に、意見聴取手続結果に関する報告書が公表された。⁽⁵⁹⁾

カントン・ティチーノのみが、同性カップルに共同縁組を認めることについて、2018年1月1日に施行された養子法改正では明確に排除されていることから、懐疑的であった。政党では小政党のスイス福音国民党（EVP）のみ、団体でも1団体のみが反対した。⁽⁶⁰⁾

ヴォーとヴァレーの2つのカントン、社会民主党と29の団体は、同性婚の導入により共同縁組が認められるのは当然であるとした。2018年1月1日の改正養子法が施行されてから、子は1人の父と1人の母だけではなく、2人の父または2人の母を有することができるようになっているとする。⁽⁶¹⁾

カントン縁組中央官庁連合会（VZBA）は、多くの国が同性カップルによる縁組を認めていないことから、非現実的な期待を戒めた。⁽⁶²⁾

意見聴取手続において多くの賛成を得たことから、同じく2019年8月30日に公表された国民議会議務問題委員会報告書は、「すべての者に婚姻を」の試案の解説を踏襲している。⁽⁶³⁾

(3) 「すべての者に婚姻を」法案可決

国民議会は、2019年10月20日の選挙で、同性婚導入に賛成する緑の

(59) 13.468 Parlamentarische Initiative Grünliberale Fraktion Ehe für alle Bericht über das Ergebnis des Vernehmlassungsverfahrens.

(60) A. a. O., S. 14.

(61) A. a. O., S. 14 f.

(62) A. a. O., S. 15.

(63) 13.468 Parlamentarische Initiative «Ehe für alle» Bericht der Kommission für Rechtsfragen des Nationalrates vom 30. August 2019.

党とリベラル緑の党という環境政党のみが議席を増やしたことで、以前に比べて同性婚導入へ向けた環境は整っていた。当初は3月に予定されていたがコロナ禍の影響によって延期されていた「スイス民法典（すべての者に婚姻を）⁽⁶⁴⁾」は2020年12月18日に成立し、2022年7月1日に施行された。

これにより、従来からの夫婦による共同縁組の規定が、婚姻した同性カップルにも適用されることになった。

民法 264 条 a

- 1 少なくとも3年にわたり共同の家政で生活し、かつ、満28歳に達しているときは、婚姻当事者双方は、子を共同で縁組することができる。
- 2 子の福祉の保障のために必要ときは、最低年齢と異なることができる。婚姻当事者双方は、異なる年齢とする理由を述べなければならない。

このようにスイスでは、ドイツと同様に、同性カップルによる共同縁組は、同性婚導入の問題に組み込まれ、成立した。そのため、共同縁組に関する問題は、以前ように激しく議論される論点とはならなかった。

※本研究は JSPS 科研費基盤研究 (c) 課題番号 23K01220 「法律上の性別と親子関係に関する比較法研究」の支援を受けたものです。

(64) AS 2021 747.